

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

自己株式の売買に伴い発生する売却損

Q：当社は、非上場の同族会社です。この度、社長の死亡に伴い相続人が相続した当社の株式を相続税評価額で一部買い取り、役員に額面で売却しようと思っています。譲渡損が生じますが税務上どうなりますか。

A：譲渡損は、役員に対する経済的な利益の供与として賞与として取り扱われます。

【解説】

平成6年の商法改正により相続した株式を会社が取得することが認められることになりました。この場合の買取価格は、税務上非上場株は課税上弊害がないかぎり相続税評価額が認められますので、特に問題はありません。次に、譲渡価額ですが、額面で役員に売却することについては問題があると思われます。

商法では、自己株式を取得した場合には、取得後相当の時期に処分することとされていますが、会社が相続人から自己株式を取得するか否かは会社の任意であり、また、取得した自己株式を損失を被って処分するということは、会社は利益を追求するものという商法の考えに反し、その必然性はありません。

ご質問のようなケースは、会社が役員に代わって株式を購入したものと何ら変わりがないことから買取価格と譲渡価額は同額とするのが合理的と思われます。

したがって、買取価格と譲渡価額との差額の損失は、その役員に対する経済的利益の供与として賞与として取り扱われることとなります。

